

議 第 4 1 号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

本市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和6年(2024年)2月22日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
新潟県柏崎市道路占用料徴収条例(昭和57年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

540
830
1,100
480
770
1,100
48
5
3
470
290
960

「

590
900
1,200
530
840
1,200
53
5
3
510
320
1,100

400
1,900
960
43
58
120
290
580
3
10
770
480
290
960
960
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
970
580
960
19
190
190
1,900
770
19
190

440
1,900
1,100
47
63
130
320
630
3
11
840
530
320
1,100
1,100
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
940
560
1,100
19
190
190
1,900
840
19
190

19
190
1,900
970
960
Aに0.033を乗じて得た額
190
96
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.005を乗じて得た額
Aに0.008を乗じて得た額
Aに0.01を乗じて得た額
Aに0.033を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.023を乗じて得た額
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.016を乗じて得た額

19
190
1,900
940
1,100
Aに0.031を乗じて得た額
190
110
Aに0.012を乗じて得た額
Aに0.017を乗じて得た額
Aに0.004を乗じて得た額
Aに0.006を乗じて得た額
Aに0.007を乗じて得た額
Aに0.025を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.022を乗じて得た額
Aに0.011を乗じて得た額
Aに0.015を乗じて得た額

A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額
A に 0.016 を乗じて得た額
A に 0.023 を乗じて得た額
A に 0.033 を乗じて得た額

A に 0.022 を乗じて得た額
A に 0.031 を乗じて得た額
A に 0.025 を乗じて得た額
A に 0.015 を乗じて得た額
A に 0.022 を乗じて得た額
A に 0.031 を乗じて得た額

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき占用料について適用し、同日前に納付すべき占用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市道路占用料徴収条例（昭和57年3月26日条例第29号）

改正後			改正前			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
占用物件	占用料		占用物件	占用料		
	単位	金額（円）		単位	金額（円）	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	590	第1種電柱	1本につき1年	540	
	第2種電柱	900	第2種電柱		830	
	第3種電柱	1,200	第3種電柱		1,100	
	第1種電話柱	530	第1種電話柱		480	
	第2種電話柱	840	第2種電話柱		770	
	第3種電話柱	1,200	第3種電話柱		1,100	
	その他の柱類	53	その他の柱類		48	
	共架電線その他上空に設ける線類	5	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	3	地下に設ける電線その他の線類			3
	路上に設ける変圧器	510	路上に設ける変圧器		1個につき1年	470
地下に設ける変圧器	320	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	290		
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1,100	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	960		

改正後

改正前

法第32条第1項第2号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱	440
	広告塔	1,900
	その他のもの	1,100
	外径が0.15メートル未満のもの	47
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	63
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	130
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	320
	外径が1メートル以上のもの	630
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	3
	地下に設けるもの 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する その他のもの	11

法第32条第1項第2号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱	400
	広告塔	1,900
	その他のもの	960
	外径が0.15メートル未満のもの	43
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	58
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	120
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	290
	外径が1メートル以上のもの	580
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	3
	地下に設けるもの 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する その他のもの	10

改正後		改正前	
導線その他の線類	道路の構造又は交通の状況を表す標示柱その他の柱類	1本につき1年	770
	その他のもの	上空に設けるもの	480
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	290
	地下に設けるもの		960
法第32条第1項第4号に掲げる施設	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	960
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
上空に設ける通路	上空に設ける通路		970
導線その他の線類	道路の構造又は交通の状況を表す標示柱その他の柱類	1本につき1年	840
	その他のもの	上空に設けるもの	530
その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	320
	地下に設けるもの		1,100
法第32条第1項第4号に掲げる施設	法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
上空に設ける通路	上空に設ける通路		940

改正後		改正前		
	地下に設ける通路		560	
	その他のもの		1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	190	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		840	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
幕（政令第7条第4号に掲げる工事に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	その他のもの		190	
	地下に設ける通路		580	
	その他のもの		960	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	19	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	190	
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900
	標識		770	
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	19
		その他のもの	1本につき1月	190
幕（政令第7条第4号に掲げる工事に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	19
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190
	その他のもの		190	

改正後

改正前

アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
	その他のもの		940
政令第7条第2号に掲げる工作物	政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100
			Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月	190
			110
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.012を乗じて得た額
			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
			Aに0.006を乗じて得た額
その他のもの	階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額	
		Aに0.025を乗じて得た額	

アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900
	その他のもの		
政令第7条第2号に掲げる工作物	政令第7条第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	960
			Aに0.033を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1月	190
			96
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
			Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
			Aに0.008を乗じて得た額
その他のもの	階数が2のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
		Aに0.033を乗じて得た額	

改正後		改正前	
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物
	その他のもの		その他のもの
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物
	その他のもの		その他のもの
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの		上空に設けるもの
	その他のもの		その他のもの
政令第7条第12号に掲げる器具		政令第7条第12号に掲げる器具	
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの
	上空に設けるもの		上空に設けるもの
	その他のもの		その他のもの
Aに0.015を乗じて得た額		Aに0.016を乗じて得た額	
Aに0.011を乗じて得た額		Aに0.012を乗じて得た額	
Aに0.022を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.011を乗じて得た額		Aに0.012を乗じて得た額	
Aに0.015を乗じて得た額		Aに0.016を乗じて得た額	
Aに0.022を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.031を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	
Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	
Aに0.015を乗じて得た額		Aに0.016を乗じて得た額	
Aに0.022を乗じて得た額		Aに0.023を乗じて得た額	
Aに0.031を乗じて得た額		Aに0.033を乗じて得た額	